



「在外選挙制度」とは

第249回

大澤さん：こんにちは、みらい先生。実は、シンガポールに3年間の予定で海外赴任をすることになりました。そこで気になったのが、海外赴任中に選挙に行けるかどうかです。日本で選挙が行われた場合、帰国しない限り選挙には参加できないのでしょうか。

みらい：なるほど。実は、海外にいても日本国内の選挙に投票することはできますよ。

大澤さん：本当ですか。

みらい：海外に3カ月以上継続して居住していれば、在外選挙人名簿に登録をして、海外からも投票することができます。

大澤さん：在外選挙人名簿に登録するにはどのような手続きが必要ですか。

みらい：まずは、現住所の役場で住民票の転出届の提出を行います。その後、在外選挙人名簿への登録申請を行います。

大澤さん：申請はどこでできますか。

みらい：出国前に日本で申請する方法と、赴任してから海外で申請する方法の2通りがあります。

大澤さん：国内にいる間にも手続きできるんですね。

みらい：はい。転出届を出した後、市区町村の選挙管理委員会の窓口で申請を行います。また、出国後に海外で申請を行う場合は、日本大使館などの在外公館で手続きを行うことができます。申請をした後は、海外で3カ月居住したことが確認された後に在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人として投票が可能になります。

大澤さん：3カ月居住したことの確認は誰がするのですか。

みらい：海外に移住する際は、新しい住所が決まった時点で「在留届」を提出します。この届出は、海外の在外公館で行うほか、インターネットでも手続きできます。この届出をした住所に3カ月以上居住したことが確認されると、在外選挙人名簿への登録が行われます。その後「在外選挙認証」が交付され、海外でも

投票することができます。

大澤さん：なるほど。つまり裏を返すと、移住してから3カ月待たないと、海外からは選挙に参加できないということですね。

みらい：そのとおり。だから、選挙までの期間に余裕があるうちに手続きをしておくことが大事です。

大澤さん：海外での選挙はどのように行われますか。

みらい：在外公館で投票ができる場合と、郵便投票による方法とがあります。国ごとに取り扱いが異なることがあるので、外務省のホームページで確認することがおすすめです。

大澤さん：そういえば、日本への一時帰国と選挙のタイミングがあった場合はどうすればよいですか。

みらい：在外選挙人証を提示すれば、一時帰国中に日本で投票を行うこともできます。その場合、日本に住んでいるときと同様に、期日前投票や不在者投票も可能です。詳しい投票方法については、市区町村の選挙管理委員会に問い合わせるとよいです。

大澤さん：なるほど。海外にいる間も日本のニュースから目が離せませんね。余裕を持って手続きをして、赴任中も選挙に投票に行きます。

みらい：また何かあればご相談ください。

大澤さん：本日はどうもありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

[本社：東京都中央区・国内10拠点]

現地法人

・中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)

・ベトナム(HCMC)

JapanDesk

・中国(大連)・香港・台湾・シンガポール

・タイ・インドネシア・フィリピン

・ミャンマー・カンボジア・米国(LA)

URL: <http://www.miraic.jp/>